

手数料の減免について

1. 基本の考え方

手数料の減免については、有料化の実施に当たって低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮するものです。また、ごみの種類によっては、有料化の対象としない場合もあります。ただし、減免を実施する場合でも有料化の目的であるごみ処理負担の公平性やごみ減量化の促進に支障がない範囲で行う必要があります。

2. 減免対象の検討

減免対象者は、福祉施策的な配慮として低所得世帯や障害者世帯、また減量化を図りづらい「紙おむつ」使用者などが考えられます。

《減免対象世帯(例)》

- 福祉的施策
 - ・生活保護受給世帯
 - ・身体障害者手帳交付者のいる世帯
 - ・療育手帳交付者のいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳交付者のいる世帯
- 紙おむつ使用世帯
 - ・2歳未満の乳幼児のいる世帯
 - ・要介護度4以上の要介護者のいる世帯

3. 県内の自治体の状況

県内で既に有料化実施している市で減免を行っているのは、防府市が生活保護受給世帯に対して行っているのみです。